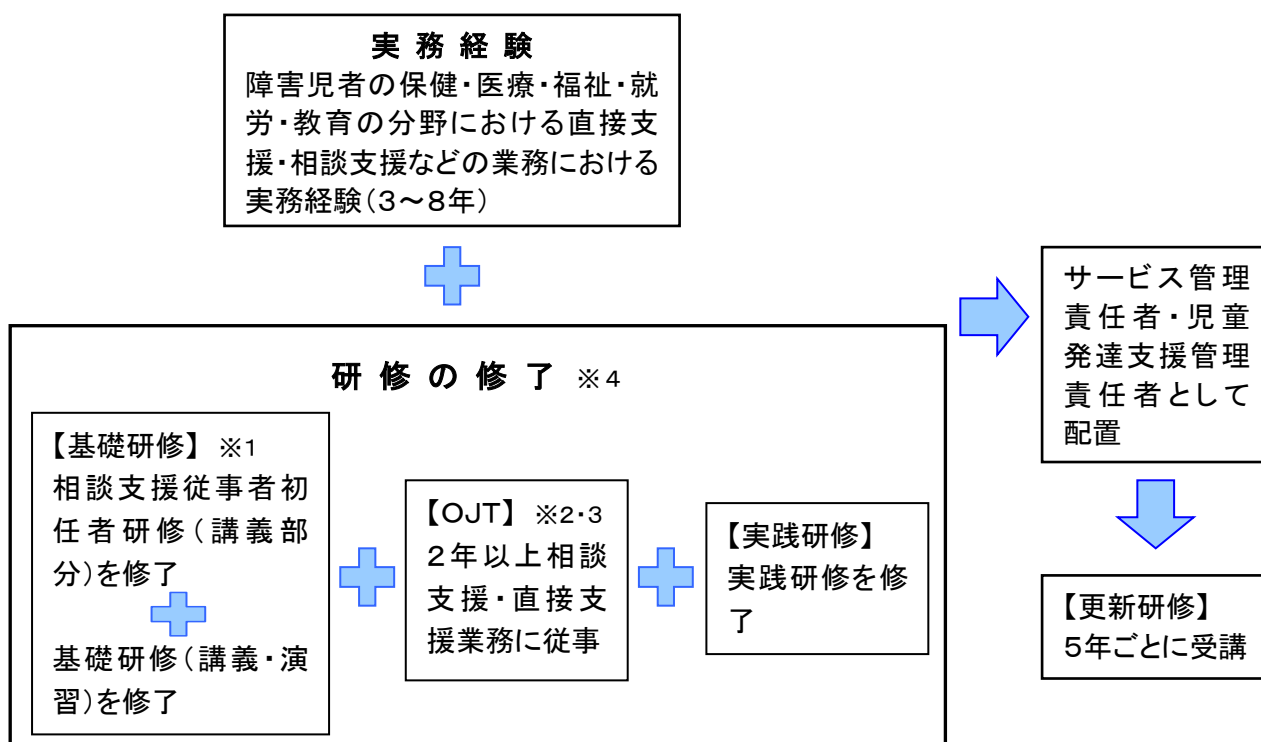




- ※1 基礎研修は、実務経験年数に達する2年前から受講できる（相談支援業務：3年、直接支援業務：6年、有資格者による相談・直接支援：1年）。
- ※2 実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者が受講できる。
- ※3 既にサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者等を2人配置したものとみなすことができる。
- ※4 サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施する（他分野に従事する際の再受講は必要なし）。
- ※5 実践研修修了者が、定められた期間内に更新研修修了者とならなかった場合においては、改めて実践研修を修了することによって、サービス管理責任者等となることができる。

#### ＜更新研修について＞

- ・ 実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受ける必要がある。
- ・ 更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者等、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間にこれら業務に2年以上従事していた実践研修修了者が受講できる。